

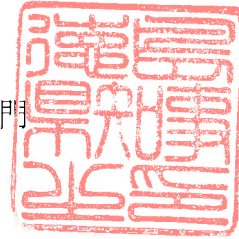
産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日 令和3年11月22日

許可の有効年月日 令和8年11月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（無機性のものに限る。）

（以上1種類，特別管理産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類：造粒固化施設（移動式）（BZ210-3，車台番号2032）

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成29年12月5日

処理能力：1,200m³/日（8時間，150m³/h）

(2) 種類：造粒固化施設（移動式）（BZ210-3，車台番号2064）

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月25日

処理能力：1,200m³/日（8時間，150m³/h）

3. 許可の条件

中間処理（造粒固化）については，排出現場内で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月22日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無